

出産育児一時金が増額

になりました！！

令和 5 年 4 月から健康保険法施行令の改正により、
出産育児一時金の金額が改定され、出産育児一時金が大幅に
増額されました。

健保だより

令和 5 年 4 月 10 日号

※ダイワボウ労働組合「組合新聞」第 1080 号
(令和 5 年 4 月 10 日発行)に掲載の
「健保とあなた」と同じ内容です



Q いつの出産から？

A 令和 5 年 4 月 1 日以降の出産に適用されます。



Q いくらになるの？

A 下記の通りです。



出産日	産科医療補償制度の加算対象	産科医療補償制度の加算対象外
令和 5 年 3 月 3 1 日まで	4 2 万円	4 0.8 万円
令和 5 年 4 月 1 日～	5 0 万円	4 8.8 万円

* 産科医療補償制度とは、出生した子が脳性麻痺となり、一定の障害状態となった場合の
補償制度で、分娩を取り扱う医療機関等が加入します。

【出産育児一時金の推移】

平成 6 年 1 0 月～ 3 0 万円

平成 1 8 年 1 0 月～ 3 5 万円

平成 2 1 年 1 月～ 3 8 万円 (本来分 3 5 万円 + 産科医療補償制度掛金分 3 万円)

平成 2 1 年 1 0 月～ 4 2 万円 (本来分 3 9 万円 + 産科医療補償制度掛金分 3 万円)

平成 2 7 年 1 月～ 4 2 万円 (本来分 4 0. 4 万円 + 産科医療補償制度掛金分 1. 6 万円)

令和 4 年 1 月～ 4 2 万円 (本来分 4 0. 8 万円 + 産科医療補償制度掛金分 1. 2 万円)

一時金の財源のほとんどは、74 歳以下の現役世代が加入する医療保険
の保険料でまかなわれていましたが、全世代で支え合う社会保障制度の
実現のため、2024 年度から後期高齢者医療制度も負担することになり
ます。

